

最高裁秘書第2627号

令和7年8月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年7月31日に答申（令和7年度（最情）答申第24号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第51号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年1月27日（令和6年度（最情）諮問第51号）

答申日：令和7年7月31日（令和7年度（最情）答申第24号）

件名：特定年度以降、早期退職を希望したものの認められなかった裁判官の人数
が年度別に分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

早期退職を希望したものの、「引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合」に該当するとして早期退職が認められなかった裁判官の人数が年度別に分かる文書（平成25年度以降のもの）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年12月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。

苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、本件開示申出文書の作成又は取得を要する事情がなく、実際にも

本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年6月20日 審議
- ④ 同年7月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかったこと、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得する必要性もないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した事実にも照らしても、本件開示申出文書の作成又は取得を要する事情があるとは認められず、上記説明に特段不合理な点はない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

委員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕